

板橋民商だより

第60期
第23号
2020年
06月08日
(月曜日)

板橋民主商工会
板橋区双葉町36-633F
TEL03-3996338421
TEL03-3996338421
FAX03-3996339329



▽板橋区 補正予算に店舗等家賃助成

板橋区は一般会計補正予算(第2号)案に小規模事業者緊急家賃助成事業として約10億円を計上する予定。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経済的に大きな影響を受けている区内小規模事業者を支援するため、売上の減少を条件に賃貸借による家賃の一部を助成する(表①)。助成対象は、店舗を賃借し、区内で事業を営んでいる小規模事業者であり、売上が20%以上減少している者。対象期間は令和2年4月～6月の3か月、1か月あたり、月額家賃の2分の1以内かつ上限5万円を助成する。6月3日(水)に開催される、第2回板橋区議会定例会に上程する方針。決定次第、本紙で制度内容をお知らせします。

表①

板橋民商は3月に行った板橋区との交渉で、コロナの影響を受ける事業者に対する固定費補助などの具体的な要望をしてみました。この予算が通れば、民商の要求が一部実現することになります。多くの事業者の声が集まれば、自治体を動かすことができます。引き続き要望を強めていく必要があります。

▽営業再開したいが…補償なき休業要請続く

東京都は休業要請の緩和ステップを発表し、段階的に休業要請の緩和をしていく方針です。現在、ステップ2の段階(表②)で、2週間単位をベースに状況を評価して実施する」としつつ、感染が抑えられている状態が続けば、次のステップへの移行を早めることも含めて検討する方針です。

現在も、カラオケやバー、スナックなどは休業要請に入っており、補償のない休業要請が続いています。要請に応え休業を続けるスナック経営者は、協力金の支給が遅れている状況下で、営業再開できないと生活ができない。今後の補償も示されない中で、不安が募る」と話します。

コロナ終息の協力をしたが、生活やお客さんのことを考えると…と苦悩する業者に寄り添う制度、補償が求められています。

▽都の協力金(第1回)と理美容給付金締切り迫る

東京都の感染拡大防止協力金(第1回目)と、理美容業者の自主休業に係る給付金の申請期間が6月15日までとなっています。対象になる方で、まだ申請していない方は早めの対応を。

(1)小規模事業者緊急家賃助成事業【板橋区】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的に大きな影響を受けている区内小規模事業者を支援するため、売上の減少を条件に賃貸借による家賃の一部を助成する。

助成対象者

店舗等を賃借し、区内で事業を営んでいる小規模事業者(従業員20名以下)であり、売上が20%以上減少している者

(2)対象期間 令和2年4月～6月(3カ月)

(3)助成経費 1か月あたり、月額家賃の1/2以内かつ5万円を上限とする。

(4)申請方法 ホームページ(6月中旬に開設予定)から書式をダウンロードし、郵送による受付を行う。※支給開始時期については、7月上旬を目途に準備中。

※現在は案の状況ですので、決まり次第お知らせします。

▽持続化給付金を申し込んだ方は入金確認を
民商の申請相談会で持続化給付金を申し込んだ会員から入金の報告が届いています。入金された方は、通知などの連絡もなく、気づいていたら入金されていた。とのこと。申請後2週間程度で入金されるとのことです。申し込んだ方はご確認ください。また、入金確認できた場合は民商に一報いただければ幸いです。

▽都の協力金 まだ入金されず…

感染拡大防止協力金の支給が遅れています。東京都は6月から人員を増やして対応するとしています。支給が決定した場合、東京都より支給決定通知が届きます。この通知書は第2回を申し込む時に使いますので保管してください。

東京都の休業要請の緩和ステップ

移行日	主な対象施設	飲食店 営業時間
ステップ1 5月26日	博物館、美術館、図書館、体育館・ボウリング場・屋内ゴルフ練習場など屋内運動施設(観客席部分は使用停止)、大学など(分散登校)	午後10時まで
2 6月1日	自動車教習所、学習塾、英会話教室、劇場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、古本屋、DVD・ビデオレンタル、スーパー銭湯、サウナ、整体院、日焼けサロン、百貨店、ホームセンター、ショッピングモール、スポーツジム	午後10時まで
3 未定	カラオケ、バー・スナック(接待を伴わないもの)、漫画喫茶、ネットカフェ、マーチャン店、パチンコ店、テーマパーク、遊園地	午前0時まで

サンケイビズより
対応検討中 キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウスなど

給付金・協力金等の申請相談会日程を裏面に掲載

問い合わせの多い“家賃支援給付金”の概要

※まだ決定していません。6月中旬成立予定で今後内容変更の可能性あり。

家賃支援給付金【2020年6月3日時点】経済産業省

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

【給付対象者】

▽中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

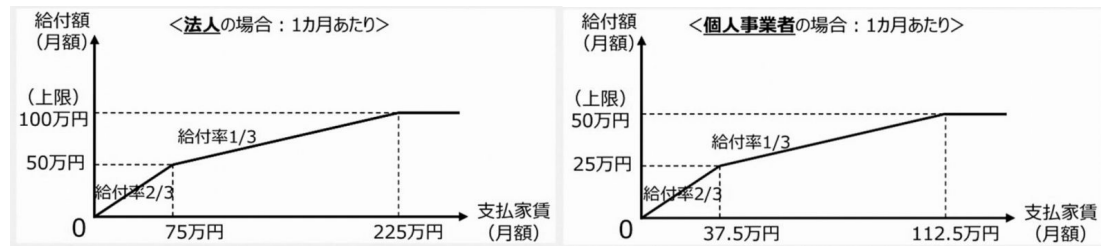
- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上高が前年同月比で30%以上減少

【給付額・給付率】

▽申請時の直近支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給。給付率・給付上限額は下図の通り。

▽給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円とし、6か月を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。

※支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。



詳細につきましては民商事務局にお問合せください。

持続化給付金 / 感染拡大防止協力金等 申請相談会日程

新型コロナウイルス感染防止のため、相談会は完全予約制です。下記表を参考にご予約ください。

なお、下記表は、6月3日現在の状況です。その後予約が入っている場合もございますのでご了承ください。

また、相談内容によって持参していただくものが異なりますので、必要な書類を確認するためにも必ずご連絡お願いいたします。予約のないご参加はお断りいたします。

日付	時間	日付	時間	日付	時間	日付	時間	日付	時間
6/5 (金)	10:00	6/7 (日)	10:00	6/11 (木)	10:00	6/12 (金)	10:00	6/18 (木)	10:00
	10:00		10:00		10:00		10:00		
	10:00		10:00		10:00		10:00		
	11:00		11:00		11:00		11:00		
	11:00		11:00		11:00		11:00		
	11:00		11:00		11:00		11:00		
	13:00		13:00		13:00		13:00		
	13:00		13:00		13:00		13:00		
	13:00		13:00		13:00		13:00		
	14:00		14:00		14:00		14:00		
	14:00		14:00		14:00		14:00		
	14:00		14:00		14:00		14:00		
15:00	15:00	15:00	15:00						
15:00	15:00	15:00	15:00						
15:00	15:00	15:00	15:00						
16:00	16:00	16:00	16:00						
16:00	16:00	16:00	16:00						
16:00	16:00	16:00	16:00						

日付	時間
×/○ (□)	10:00
	10:00
	10:00
	11:00
	11:00

【表の見方】
塗つぶしされていないところが現在予約できる場所です。

※日程・時間の都合が合わない場合は電話でご相談ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるあらゆる人の仕事と生活を守る 継続的な支援を求める署名